相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市龍舞町一八二八番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　木村　茂男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

群馬県館林市本町二―二―一四　アドホック館林二階

相続財産管理人　弁護士　上野　俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市大宮町一五八〇番地九、最後の住所埼玉県白岡市小久喜二〇〇番地五ソラティア二一六　被相続人　亡　内山　ムメ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三―七―六　武笠ビル一四〇一小林総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県ふじみ野市市沢三丁目五番、最後の住所埼玉県ふじみ野市市沢三丁目五番八―二一六号　被相続人　亡　橋本　博司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

埼玉県富士見市鶴馬二六〇五番地一〇えり美ビル二階あおい総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塚田小百合

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区上池袋二丁目五七番地、最後の住所千葉県茂原市下永吉五八二番地三　被相続人　亡　木村　未歸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

東京都千代田区永田町一丁目一一番三〇号サウスヒル永田町九階東京平河法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県神崎郡神崎町大字尾崎四六九番地の二、最後の住所佐賀県神崎郡神崎町大字尾崎五四〇番地一　被相続人　亡　**西**原　市枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

神奈川県川崎市川崎区宮前町八番一三号大幸ビル四階ＡＬＩＶＥ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県神崎市神崎町尾崎四六九番地二、最後の住所佐賀県神崎市神崎町尾崎五四〇番地一　被相続人　亡　**西**原袈裟雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

神奈川県川崎市川崎区宮前町八番一三号大幸ビル四階ＡＬＩＶＥ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市右京区花園春日町一五番地、最後の住所京都府久世郡久御山町栄一丁目一番地の一一五　二棟二〇四号　被相続人　亡　江端　猛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

福井県福井市順化一丁目二四番三四号モルゲン順化ビル四階

相続財産管理人　弁護士　寺田　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県東筑摩郡坂井村二三五〇番地、最後の住所不明　被相続人　亡　南澤　一應

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

長野県松本市白板一丁目九番四三号

相続財産管理人　古川　静男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県美濃市二六五一番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　洞崎　**聖**司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

事務所岐阜市今小町三　足立法律事務所

相続財産管理人　弁護士　足立　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区西神田二丁目六番地、最後の住所静岡県熱海市咲見町七番六八号中銀ライフケア咲見二一〇九号　被相続人　亡　松宮　お玉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

静岡県伊豆の国市南條一五九三　小川ビル三〇三号　伊豆中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　尾沢　勇紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆市修善寺三一九九番地、最後の住所静岡県伊豆市修善寺一一一六番地の五　被相続人　亡　植田　孝三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

静岡県沼津市吉田町二三番七号　坂部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御殿場市御殿場三二六番地二、最後の住所静岡県御殿場市御殿場三二六番地の二　被相続人　亡　待鳥　鶴男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

静岡県沼津市市場町八番一五号

相続財産管理人　平岩　哲行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県稲沢市平和町西光坊大門南九一六番地、最後の住所名古屋市千種区希望ケ丘二丁目三番九号なごやかハウス希望ケ丘　被相続人　亡　安藤　錦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

名古屋市中区丸の内二丁目一九番二五号ＭＳ桜通ビル九階Ｄ室あいち明日の望・比護法律事務所　相続財産管理人　比護　望

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区間之町通姉小路上る綿屋町五三七番地、最後の住所滋賀県高島市今津町南新保一〇一番地　被相続人　亡　**西**川由紀江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

滋賀県大津市京町三丁目三番二八号京町法律事務所　相続財産管理人　稲田　智昭